

- 5 法別表第一の一の五の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
〔一・二 略〕
- 三 労働金庫法第八十九条の五第一項の登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
- 四 労働金庫法第九十四条第五項において準用する銀行法第五十二条の六十一の六第一項の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査
- 6 法別表第一の一の六の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
〔一・二 略〕
- 三 協同組合による金融事業に関する法律第六条の五の二第一項の登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
- 四 協同組合による金融事業に関する法律第六条の五の十第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の六第一項の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査
- 7 法別表第一の一の七の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
〔一・二 略〕
- 三 農業協同組合法第九十二条の五の二第一項の登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
- 四 農業協同組合法第九十二条の五の九第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の六第一項の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査
- 8 法別表第一の一の八の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
〔一・二 略〕
- 三 水産業協同組合法第二百一十一条の五の二第一項の登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

<p>5 法別表第一の一の五の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。 〔一・二 同上〕</p> <p>〔新設〕</p>	<p>6 法別表第一の一の六の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。 〔一・二 同上〕</p> <p>〔新設〕</p>	<p>7 法別表第一の一の七の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。 〔一・二 同上〕</p> <p>〔新設〕</p>	<p>8 法別表第一の一の八の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。 〔一・二 同上〕</p> <p>〔新設〕</p>
<p>四 水産業協同組合法第二百一十一条の五の九第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の六第一項の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査</p> <p>9 法別表第一の一の九の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。 〔一・二 略〕</p> <p>三 農林中央金庫法第九十五条の五の二第一項の登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答</p> <p>四 農林中央金庫法第九十五条の五の十第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の六第一項の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査</p> <p>10 法別表第一の一の十の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。 一 株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）第六十条の三の登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答 二 株式会社商工組合中央金庫法第六十条の七第一項の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査</p> <p>11 〓 171 〔略〕</p>	<p>9 法別表第一の一の九の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。 〔一・二 同上〕</p> <p>〔新設〕</p>	<p>10 〓 170 〔同上〕</p>	<p>附 則 この省令は、平成三十年六月一日から施行する。 〇厚生労働省令第六十九号 銀行法等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第四十九号）の施行に伴い、消費生活協同組合法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。 平成三十年五月三十日 消費生活協同組合法施行規則の一部を改正する省令 消費生活協同組合法施行規則（昭和二十三年大蔵省令、法務庁令、厚生省令、農林省令第一号）の一部を次の表のように改正する。</p>

厚生労働大臣 加藤 勝信